省令

○農林水産省令第五十三号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十七条第十二号及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十六条の二第十二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月十五日　農林水産大臣　齋藤　健

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、改正前欄に掲げる規定の傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（組合又はその子会社が有する議決権に含めない議決権） **第五条**　法第十一条の二第三項（法第十一条の六十五第七項（法第十一条の六十七第二項及び第十一条の六十九第二項において準用する場合を含む。）、令第十条第五項並びに第六十四条第三項、第六十六条第六項、第七十条第四項、第七十四条第三項、第七十四条の二第二項及び第二百三十一条第五項並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第三十四条第十五項、第三十五条第七項、第三十八条第五項、第四十二条第三項、第四十四条第四項及び第五十八条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により組合又はその子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が有する議決権（同項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに次条第二項第一号から第三号まで及び同条第三項第一号から第三号まで並びに第二百五条第一号イ及び第二号イを除き、以下同じ。）に含まないものとされる農林水産省令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。 一～四　（略） 2　（略） （届出事項等） **第二百三十一条**　法第九十七条第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～二十　（略） 二十一　組合、当該組合の子会社、信用事業の委託を受けた者（以下この号において「信用事業受託者」という。）又は共済代理店（第三項において「組合等」という。）において不祥事件（信用事業受託者にあっては当該組合が委託する信用事業に係るものに限り、共済代理店にあっては当該組合が委託する共済事業に係るものに限る。）が発生したことを知った場合 2　（略） 3　第一項第二十一号に規定する「不祥事件」とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員	（組合又はその子会社が有する議決権に含めない議決権） **第五条**　法第十一条の二第三項（法第十一条の六十五第七項（法第十一条の六十七第二項及び第十一条の六十九第二項において準用する場合を含む。）、令第十条第五項並びに第六十四条第三項、第六十六条第六項、第七十条第四項、第七十四条第三項、第七十四条の二第二項及び第二百三十一条第六項並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第三十四条第十五項、第三十五条第七項、第三十八条第五項、第四十二条第三項、第四十四条第四項及び第五十八条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により組合又はその子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が有する議決権（同項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに次条第二項第一号から第三号まで及び同条第三項第一号から第三号まで並びに第二百五条第一号イ及び第二号イを除き、以下同じ。）に含まないものとされる農林水産省令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。 一～四　（略） 2　（略） （届出事項等） **第二百三十一条**　法第九十七条第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～二十　（略） 二十一　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合が法第五十四条の三第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合 二十二　組合、当該組合の子会社、信用事業の委託を受けた者（以下この号及び第四項において「信用事業受託者」という。）又は共済代理店（同項において「組合等」という。）において不祥事件（信用事業受託者にあっては当該組合が委託する信用事業に係るものに限り、共済代理店にあっては当該組合が委託する共済事業に係るものに限る。）が発生したことを知った場合 2　（略） 3　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、第一項第二十一号に掲げる場合において法第九十七条の規定による届出をしようとするときは、届出書に同号に規定する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。 4　第一項第二十二号に規定する「不祥事件」とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員